

## 第3章 安全な都市づくりの実現

### 【基本方針】

#### 【予防対策】

- 第1節 建築物の耐震化及び安全対策の促進
- 第2節 液状化、長周期地震動への対策の強化
- 第3節 出火、延焼等の防止

#### 【応急対策】

- 第1節 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止
- 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

#### 【復旧対策】

- 第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

### 基本方針

災害時において、一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、区の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。地震に強い都市づくりの実現に向けて、安全な市街地の整備、公園などのオープンスペースの確保などの取組を推進していく。

#### ■建築物の耐震化及び安全対策の促進

江東区耐震改修促進計画に基づき、特に旧耐震基準で建てられた建築物の耐震診断や耐震改修等への助成、耐震化アドバイザーの派遣、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物への積極的な意識啓発などを行うことにより耐震化を促進する。

また、室内の安全対策についても、家具類の転倒・落下・移動防止器具のあっせん及び取付費用の助成事業並びに各種広報媒体による普及・啓発等を推進し、区民の意識向上を図る。

#### ■液状化対策の強化

都が実施する液状化予測図の見直しや東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策の指針などを、広く区民に情報提供する。

#### ■不燃化の推進

北砂三・四・五丁目地区では、木造密集地域の解消に向け、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づく取組を着実に推進し、特に不燃化に資する道路・広場等を整備していく。また、不燃領域率の低いその他の木造住宅密集地域については、不燃化まちづくりに対する啓発運動などを継続し、木造住宅密集地域の不燃化を推進していく。

## 予防対策

### 第1節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

(区地域振興部・福祉部・障害福祉部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局、  
都下水道局、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

各種災害から建造物を保護し、その災害の軽減を図るとともに社会公共施設としての機能を維持するため、関係機関は相互に連絡協調を緊密にし、その有する機能を発揮して、防災に寄与するものとする。

#### 1. 建築物の耐震化の促進

##### (1) 江東区耐震改修促進計画の策定

平成17年度に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、この法に基づき、平成19年度に江東区耐震改修促進計画（計画期間：平成19年度から平成27年度）を策定した。平成26年度に本計画を見直し、計画期間を令和2年度まで延長した。平成27年度及び令和元年度に、都の「東京都耐震改修促進計画」との整合を図るための一部改定を行った。令和2年度には、計画期間を延長し、「東京都耐震改修促進計画」との整合を図るための計画の一部改定を行った。

令和2年度の計画改定では、防災上重要な公共建築物、住宅、民間の特定建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物について令和7年度まで（特定緊急輸送道路沿道建築物は、令和17年度まで）の耐震化目標を設定し、現在の耐震支援事業を強化発展させ、総合的に建築物の耐震化に取り組む。

なお、「東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）」では、新たな目標として、新耐震基準（1981年）の耐震性が不十分な木造住宅（約20万戸）を2030年度末までに半減することが設定されたことを踏まえ、今後も、本計画の実施状況等の検証及び見直し、必要に応じた改定を行う。

##### (2) 建築物の耐震性の向上など

###### 第1 公共建築物の耐震診断と耐震補強工事

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、江東区内の公共施設の建築物については耐震診断を行い、避難所となる区立小・中学校等については計画的に耐震補強工事を行い、平成21年度に完了した。また、その他の公共施設の耐震補強工事は、平成27年度に完了した。

本庁舎については、防災上重要な建築物として免震工事を行った。

新たに設計、建築する公共建築物については、新耐震の基準を適用するが、バランスのとれた構造の選定等、計画、設計、施工に当たっては、阪神・淡路大震災の被害調査報告を反映させたものとする。

また、窓ガラス等の飛散・落下防止策や備品類の転倒・落下・移動防止策等の危険防止対策に努める。

## 第2 民間建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、国の耐震改修に対する補助制度が多様になったことを受け、区は以下の耐震診断・改修助成事業に取り組んでいる。

### 1) 木造住宅耐震診断・補強計画・耐震補強助成事業

大地震発生時に木造住宅の倒壊から居住者の生命を守り、また、倒壊による道路の閉塞を防止し、避難・救助活動に支障をきたさない安全なまちづくりを目的として、木造住宅耐震診断士による無料一般耐震診断を行う。

#### ① 木造住宅耐震診断士の無料派遣

平成12年5月以前に建築された、木造2階建て又は平家建て住宅（昭和56年6月から平成12年5月までに建築されたものにあつては在来軸組構法によるものに限る。）に対して、木造住宅耐震診断士を無料で派遣し、一般耐震診断を行う。

#### ② 耐震改修助成

上記①の結果、改修が必要と判断された住宅で、違反建築でないものについて、耐震補強計画費(上限15万円)及び耐震補強工事費の1/2（満65歳以上の助成対象者が居住している世帯又は助成対象者の三親等内で満65歳以上の者が助成対象建築物に助成対象者と同居している世帯の場合は2/3）（いずれも上限150万円）の助成を行う。

### 2) 耐震化アドバイザー制度

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたマンションの管理組合又は対象建築物（階数2以上の耐火建築物又は準耐火建築物）の所有者に対して、江東区に登録された耐震化アドバイザーを無料で派遣し、耐震改修に必要なアドバイスなどを行う。（対象建築物ごとに8回まで）

### 3) 非木造住宅等耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

鉄骨造等の非木造住宅等について、耐震診断費の2/3（上限100万円）、耐震設計費の2/3（上限100万円）、及び耐震改修工事費の2/3（上限200万円）の助成を行う。

### 4) 分譲、賃貸マンション耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

耐火構造(準耐火構造を含む)のマンションについて、耐震診断費の1/2(上限150万円)、耐震設計費の1/2(上限150万円)、及び耐震改修工事費の1/2(上限2,000万円)の助成を行う。

## 第3 緊急輸送道路における沿道建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

震災時に倒壊により道路を閉塞させるおそれがある緊急輸送道路沿道建築物について、耐震診断費の2/3(上限200万円)、耐震設計費の2/3(上限200万円)、及び耐震改修工事費の2/3(上限2,000万円)の助成を行う。

また、緊急輸送道路のうち、特に重要な路線として都が条例で定めた道路(特定緊急輸送

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

道路)については、対象建築物の耐震診断の実施が義務化されている。当該建築物に対しては、緊急輸送道路より充実した助成を行う。

#### 第4 民間特定建築物における耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

病院、老人ホーム、幼稚園、物品販売店など多くの人が利用する一定規模以上の建築物について、耐震診断費の1/2(上限150万円)、耐震設計費の1/2(上限150万円)、及び耐震改修工事費の1/2(上限1,000万円)の助成を行う。

#### 第5 老朽空家等への対策

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和5年度に江東区老朽空家等対策計画(計画期間：令和5年度から令和11年度まで)を策定した。

本計画は、区民の安全と安心の確保を第一の目的とし、本区が取り組むべき老朽空家等の対策を体系化するとともに、空家等の発生予防・抑制、適正管理の推進、利活用及び老朽空家等への措置等の施策を総合的かつ計画的に実施することとしている。

適切な管理がなされないまま放置された空家等の中でも、特に老朽化が著しく危険性の高い建物を優先し、耐震化を含めた老朽空家等対策に取り組む。

### (3) 建築物、建築設備に関する定期報告

建築基準法に基づく完了検査や特定建築物等定期報告制度等を通じ、高層建築物の安全性を確保する。

高層建築物の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。また、既存の超高層建築物及び地下街等に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

#### 第1 建築物等に関する定期報告

多人数を収容する特定建築物等(映画館、共同住宅、デパート等)は、その構造、防火避難施設、防火設備、建築設備等の不備や欠陥により大きな災害を招くことがあり、特に防災上の注意が必要である。このため、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、区細則で定める特定建築物等の所有者又は管理者は、定期的に建築士及び特定建築物調査員等にその現状を調査させ、その結果を報告するよう義務づけられている。この報告制度により建築物の維持保全状態を把握し、事故を未然に防止するための適切な指導を行うとともに、必要に応じて勧告を行っている。

#### 第2 建築設備に関する定期報告

昇降機を有する建築物や昇降機以外の建築設備を有する特定建築物等では、災害防止と安全確保のため、これらの建築設備が適法かつ適切に維持保全されている必要がある。

そこで、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、昇降機及び区細則で定める特定建築物等に設けられた換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び給排水設備については、設置後の災害防止と安全確保のため、当該設備の所有者等から毎年定期的に検査結果の報告を求め、事故の防止と是正指導に努めている。

#### (4) ビル落下物に対する安全性向上

ビル落下物による被害の未然防止と震災時の安全性確保を推進する。このため、区では既存建築物の外壁等の落下事故を防止するため、所有者等に対する改善指導を行う。

## 2. ブロック塀対策

ブロック塀は、大規模な地震時に倒壊する恐れがあり、歩行者が犠牲になるだけでなく、避難路を阻害する恐れがある。

このため、区が所有する施設のブロック塀については、当面の安全性を確保した上で、大規模改修や建替え等の際にフェンス等に改修を行う。

また、区内の道路に面するブロック塀等についてはブロック塀等撤去助成や生垣等緑化助成を通して撤去・取り替えを促進し、地震時における道路の通行人等の安全性を向上させていくとともに、都の耐震ポータルサイト等を活用して点検のチェックポイントや対策について啓発していく。

## 3. エレベーター対策

区は、エレベーター閉じ込め防止対策として、区施設にエレベーター閉じ込め防止装置を設置するとともに、非常用品を収納したエレベーターチェアを配備する。

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、エレベーター保守事業者においては「1ビル1台復旧」を原則としており、そのルールを普及啓発する。

なお、一般社団法人日本エレベーター協会では、エレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物、要配慮者の利用する建物等に配慮し、下表の復旧優先順を原則としている。

優先順位	対応内容	建物種別	理由等
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	閉じ込め救出を最優先
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、弱者が利用する建物	けが人等の対応が急増する建物
3		公共性の高い建物	各行政から災害対策本部等に指定される建物
4		高層住宅(地上高さ概ね60m以上)	一般の建物と比較し、生活に大きな支障の起こる可能性が高い建物
5		一般の建物	

## 4. 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

区では、平成19年度から、高齢者世帯や重度心身障害者の世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行うとともに、家具転倒防止器具等の防災用品のあっせんや区ホームページ・パンフレット等による啓発活動を通して、区民の防災意識向上に努めている。

消防署では、「家具類の転倒・落下・移動防止対策」に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会等を通じて室内安全対策の普及・啓発を実施するとともに、関係機関、関係団体等と連携し、対策の周知を図っている。

また、区は都と連携しながら、自動販売機について、転倒防止に努める。

## 5. 文化財施設の安全対策

### (1) 事業計画

区内には、国指定文化財をはじめ、1,000件超の文化財が存在する。区民や文化財所有者・管理者等の文化財に対する防災思想の普及や火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調月間(10月～11月)及び文化財防火デー(1月26日)を通じて、防災・防火意識の高揚を図る。

### (2) 実施計画

文化財所有者・管理者等には、文化財収蔵場所及び周辺における火気の使用に関する制限等の防火措置の徹底や自動火災報知設備、非常警報設備、防火壁等の防災設備の維持管理に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するよう指導を行う。

また、地震対策として美術工芸品等の文化財については、落下や倒壊による損傷を避けるための展示や収蔵方法を図り、文化財建造物については、耐震性の調査を行うよう指導する。さらに、適切な保護対策の取れない個人所有等の文化財については、区資料館への寄託を進めていく。

なお、消防署は、管内の文化財施設の所有者又は管理者に対して、以下の5項目の点検内容を実施するよう指導する。

- ① 文化財周辺の整備・点検
  - ア. 文化財の定期的な見回り・点検
  - イ. 文化財周辺環境の整理・整頓
- ② 防火防災体制の整備
  - ア. 防災計画の作成
  - イ. ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- ③ 防火防災訓練の実施
- ④ 消防用設備等の維持管理と点検状況の確認
  - 立入検査により、消防用設備等の維持管理状況を確認するとともに、報告された消防用設備点検結果報告書により、不備欠陥事項を把握し是正指導を行う。

## ⑤ 緊急時の体制の整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

## 6. 建造物防災上の注意事項

住家、事業所等の建造物の災害応急対策は、関係機関が所定の計画に従って対処するほか、建造物管理者、住民等もそれぞれ次に掲げるような自衛措置を講ずるものとする。

### 第1 風害に対して

- ① 風によって屋根が飛ばされないような措置を講ずること。
- ② 瓦、トタン屋根葺材料が飛ばされないよう補強すること。
- ③ 外壁の主要な部分に丸太等で控柱をとること。
- ④ 外壁の主要な部分に貫材等で仮筋かいをすること。
- ⑤ 風が直接屋内に吹き込まないように開口部を補強すること。
- ⑥ 建具が飛ばされないように、建具は敷居、鴨居に繫結すること。
- ⑦ このほか必要と思われる措置を講ずること。

### 第2 水害に対して

- ① 地下室に水が入らないような措置を講ずること。
- ② 浸水しやすい地域では早目に準備をしておくこと。

### 第3 地震災害に対して

- ① 地震はいつ起るか予測が困難なので、平常時においても高所から物品が落下しないようにしておくこと。
- ② 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動すること。
- ③ 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見ること。
- ④ 屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らないこと。

### 第4 火災に対して

- ① 火災を出さないため、火気使用設備、器具、使用に際して火災発生のおそれのある設備、器具は常に安全な状態で使用すること。
- ② 初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- ③ 防火設備、避難設備、消火設備、避雷設備等は常に点検し、機能保持に努めること。
- ④ 避難する場合は風上等の安全な場所に避難すること。
- ⑤ このほか必要と思われる措置を講ずること。

### 第5 災害全般に対して

- ① 災害には火災が付き物であるから、初期消火に十分な消火設備を準備しておくこと。
- ② 鋸、てこ棒、釘抜き、斧等を準備しておくこと。

- ③ 非常持出物は、応急食料、毛布、貯金通帳、印鑑等最少限にとどめ一箇所にまとめておくこと。
- ④ 可燃性ガス等を使用する施設のある場合は、元栓の位置、締め方を家族全員に知らせておくこと。
- ⑤ 携帯ラジオ、家庭医薬品を備えておくこと。
- ⑥ 災害によって、電線が切断されることがあるから十分注意すること。
- ⑦ 共助の方法を講じておくこと。
- ⑧ 避難する場合は、関係機関の指示、誘導に従うこと。
- ⑨ 公共機関からの情報を信じ、デマに惑わされないようにすること。

## 第2節 液状化、長周期地震動への対策の強化

(区都市整備部・土木部、都水道局・下水道局、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

### 1. 液状化対策の強化

液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策を実施するほか、都が作成・公開している液状化対策ポータルサイトや「東京の液状化予測図」、「液状化による建物被害に備えるための手引」などの液状化に備えるツールを区民に対して情報提供するなど、適切な対策を講じていく。(資料編その1 P.資1-17 I-7「東京の液状化予測」参照)

- 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促していく。
- 液状化のおそれのある地域に公共施設等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。
- 大規模な開発を行う場合、関係者との連絡・調整について考慮する。
- 都下水道局は、マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。
- 都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域について優先的に水道管を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。

### 2. 長周期地震動対策の強化

消防署は、超高層建築物等における長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について広く区民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進するとともに、危険物等施設における被害防止と安全対策を推進する。

## 第3節 出火、延焼等の防止

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・健康部・都市整備部、  
第七消防方面本部、深川・城東両消防署、深川・城東・東京湾岸各警察署)

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や消防活動路の確保等の防火安全対策を推進する。

### 1. 不燃化の推進

区では、地震発生時において大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐため、北砂三・四・五丁目地区において、平成26年度から東京都の実施する「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、不燃化特区の指定を受け、不燃化特区制度を活用している。

令和7年3月には「防災都市づくり推進計画基本方針」が改定され、不燃化特区制度の事業期間が令和12年度まで延伸することを受け、区では不燃化特区の再指定に係る手続きを進めている。

「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針(平成30年6月策定)」に基づき、地区内に設置した不燃化相談ステーションを中心とした、不燃化建替え等の個別相談、老朽建築物の除却費助成等を実施するほか、道路・広場(公園)等の基盤整備や地区計画の策定等を推進していく。

また、不燃領域率の低いその他の木造住宅密集地域については、不燃化に関する講演会等の開催による意識啓発活動を実施し、老朽建築物除却助成の制度拡充の周知を併せて実施することにより、不燃化建替えを促進していく。

### 2. 消防水利の整備、防火安全対策

#### (1) 建造物防災計画

消防署は、消防法に基づいて次のとおり指導を行う。

##### 第1 一般建造物

- ① 建築基準法に基づく消防署長の消防同意に際して、防火・防災設備を関係法令の基準に適合した状態に施工するよう指導する。
- ② 消防関係法令に基づく立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理及び点検の状況や、法令上の不備欠陥事項等について、必要な是正指導等を行う。

##### 第2 高層建築物(高さ31m以上の建築物)

第1の①及び②に準ずるほか、防火管理体制の強化を図る。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

風水害編

## (2) 出火防止計画

地震時には、その震動等により火気使用設備器具及び危険物、化学薬品等から相当数の出火が予想される。消防署は、指導の強化等により安全対策を強力に推進するとともに、区民に対して防災意識の高揚と行動力の向上を図り、出火を防止する。

### 第1 火気使用設備・器具の安全化

現在、都内で使用されている火気使用設備・器具等は、膨大な数であり、地震時にこれらの火気使用設備、器具等から出火する危険性は極めて高い。

このことから、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油ストーブの普及の徹底、火気使用設備、器具周囲の保有距離の基準化並びに火気使用設備の固定等各種安全対策の推進を図っている。

石油ストーブ等の対震自動消火装置の機能確保のための点検整備の徹底、家具転倒防止対策の必要性について、さらに指導を強化するとともに、燃料消費量が多く、高温で熱量も大きい工業炉については、「地震時における工業炉の出火危険と対策」の提言を踏まえ、工業炉等を使用する事業所の立入検査により地震時の安全指導の強化を図る。

### 第2 電気設備等の安全化

電気設備の安全対策については、火災予防条例に定める出火・延焼防止の規制や熟練者による維持管理の義務付けなどにより推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導していく。

また、電気器具や配線からの出火を防止するため、感震機能付分電盤等の普及促進を図るとともに、信頼性の高い安全装置の設置について指導する。さらに、発災直後の出火以外にも地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民への指導を行う。

### 第3 その他出火防止のための査察・指導

人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院、多量の火気を使用する工場及び作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、地震発生時の対策として従業員の対応要領等を指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険の排除のための安全対策についての指導を強化する。

また、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を未作成の事業所には、計画の作成についてを指導する。

## 第4 区民指導の強化

各家庭からの出火や火災の拡大防止を図るため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。また、住宅火災による死者を減少させるため「住宅防火10の心得」や、地震時の備えを周知するため「地震その時10のポイント」及び「地震に対する10の備え」、要配慮者の防災行動力向上を目的とする「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を活用した防災教育を推進するとともに、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。

### 1) 「住宅防火10の心得」の周知

- ① 調理中は、コンロから離れないようにしましょう。
- ② 寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ③ ストープの周りに、物を置かないようにしましょう。
- ④ 家の周りを整理整頓しましょう。
- ⑤ ライターやマッチをこどもの手の届く場所に置かないようにしましょう。
- ⑥ コンセントの掃除を心掛けましょう。
- ⑦ 住宅用火災警報器を全ての居室・台所・階段に設置し、定期的な作動確認をしましょう。
- ⑧ 寝具類やエプロン・カーテンなどは、防災品にしましょう。
- ⑨ 万が一に備え、消火器を設置し、使い方を覚えましょう。
- ⑩ ご近所同士で声をかけあい、火の用心に心掛けましょう。

### 2) 「地震その時10のポイント」の周知

- ① 地震時の行動
  - 地震だ！まず身の安全
- ② 地震直後の行動
  - 落ちついて 火の元確認 初期消火
  - あわてた行動 けがのもと
  - 窓や戸を開け 出口を確保
  - 門や塀には近寄らない
- ③ 地震後の行動
  - 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否
  - 協力し合って 消火・救出・応急救護
  - 正しい情報 確かな行動
  - 避難の前に 安全確認 電気・ガス
  - 火災や津波 確かな避難

### 3) 「地震に対する10の備え」の周知

- ① 身の安全の備え
  - 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう
  - けがの防止対策をしておこう
  - 家屋や塀の強度を確認しておこう

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

風水害編

- ② 初動対応の備え
  - 消火の備えをしておこう
  - 火災発生の早期発見と防止対策をしておこう
  - 非常用品を備えておこう
- ③ 確かな行動の備え
  - 家族で話し合っておこう
  - 地域の危険性を把握しておこう
  - 防災知識を身につけておこう
  - 防災行動力を高めておこう

#### 4) 地震から命を守る「7つの問いかけ」の普及啓発

地震が起こった時に、自分に支援が必要か、まわりに支援や配慮が必要になる方はいないか考えておく。

- ① 地震時の行動
  - ゆれから身を守ることができますか？
- ② 地震直後の行動
  - ゆれの後、危険に気づくことができますか？
  - 自分で、火を消すことができますか？
  - 大切な情報を知ることができますか？
- ③ 地震後の行動
  - 頼れる人と、連絡をとることができますか？
  - 命にかかわる大切なものは何ですか？
  - 安全に避難することができますか？

### (3) 初期消火体制の強化

地震時の延焼火災を防止するためには、出火防止とともに初期消火対策の確立が重要である。このため、消防署及び区は、消防用設備等の適正化、初期消火資機（器）材の普及並びに家庭、事業所に対する防災教育、防災訓練を通じた普及啓発活動により区民の防災行動力を高め、初期消火体制を確立する。

#### 第1 消防用設備等の適正化指導

防火対象物に設置されている消防用設備等については、地震時においても十分にその機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施についてさらに指導を進めるとともに、過去の地震被害調査結果等を参考に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時に確実な機能確保を図れるよう、指導を強化する。

#### 第2 出火防止器具及び初期消火資機（器）材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止や初期消火が不可欠である。

### 1) 消火器の整備

同時多発火災の発生は、延焼火災となって拡大し、多くの被害が生じることが予想される。区では、これらに対処するため、出火時における初期消火の重要性に鑑み、昭和46・47・51・平成6・11及び14年度で、区内全域に対してABC粉末10型消火器及び強化液6型消火器（平成28年度より強化液3型に切替）3,064本を配置し、有事に際し使用不能器のないよう随時点検を実施している。また、平成2年度に消火器格納箱を緑色のデザインに変更し、平成7年度までに取り替えを完了した。更に令和3年度より、不燃化特区及び不燃化領域率の低い地域の町丁目（三好2丁目、亀戸3・5丁目、大島7丁目、北砂3～7丁目、東砂4丁目）に新しい赤色の格納箱を順次導入している。

【地区別計画本数】

地区	種類		
	強化液	粉末	計
白河	258	134	392
富岡	183	82	265
豊洲	203	107	310
小松橋	197	71	268
東陽	190	61	251
亀戸	300	142	442
大島	254	104	358
砂町	366	169	535
南砂	171	72	243
合計	2,122	942	3,064

### 2) 家庭用消火器・薬剤詰替あっせん助成

地震による火災発生時の初期消火対策として、家庭用消火器の普及を図る目的から、区において、家庭用消火器を廉価で購入できるように、消火器の購入及び消火器の薬剤詰替の費用を一部助成する「家庭用消火器・薬剤詰替あっせん助成事業」を実施している。

また、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するため、一般社団法人日本消火器工業会は、平成22年1月より消火器リサイクルシールの貼付と廃消火器回収システムを導入した。これに伴い、消火器の回収窓口が広がり、確実なりサイクルが可能になったことで、効率的な回収システムが構築された。

## 第3 区民、事業所の自主防災体制の強化

### 1) 区民の防災行動力の向上

区民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター(防災館)の体験コーナー等を活用した体験訓練及び災害協力隊等を対象とした発災対応型訓練を推進する。

第1部  
第2部  
震災編  
第3部  
第4部  
風水害編  
第1部  
第2部  
第3部

また、地域の協力体制づくりを進め、避難行動要支援者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

## 2) 事業所の自主防災体制の強化

全ての事業所は事業所防災計画を作成し、各種訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化及び帰宅困難者対策の促進を図る。

また、事業所相互間の協力体制及び災害協力隊等との連携を強めるとともに、保有資機(器)材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

## 第4 感震ブレーカーの設置

震災時の通電火災予防と被害軽減のため、感震ブレーカーの設置について普及・啓発を行う。

なお、区では令和5年度より、家庭における出火を抑制するため、火災危険度の高い地域を対象に簡易型感震ブレーカーの配布又は設置・助成を行っている。

## 第5 事業所防災体制の充実

### 1) 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化

事業所に対して震災を想定した自衛消防訓練の指導を推進する。特に自衛消防活動中核要員の配置義務のあるホテル、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

また、防火管理者の選任を要しない事業所は、自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うとともに、震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として有効に活動できるように自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

### 2) 事業所防災計画の作成指導

事業者は、その用途や規模に関わらず、事業所単位に事業所防災計画が義務付けられている。

このうち防火管理者の選任を要する事業所については、消防署が震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画について消防計画に定めるよう指導し、防火管理者の選任を要しない事業所についても、消防署は事業所防災計画の作成を指導する。

また、都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、消防署は事業所防災計画の作成を指導する。

### 3) 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するよう推進する。

#### 4) 事業所自衛消防訓練の指導

事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な防災活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種自衛消防訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識、技術を身につけておくことが必要である。

このため、各消防署では、これまでも事業所が定期的に行う消火、通報連絡、避難等の自衛消防訓練指導や防災に関する講習会等を行ってきた。

特に、百貨店、病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気、ガス等大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の自衛消防訓練を、年間2回以上実施するよう指導している。

今後も事業所自衛消防組織の活性化を図るため、訓練を積極的に実施するよう、各事業所に働きかけていくとともに、各種訓練の技術指導に努めていく。

#### (4) 避難行動要支援者の安全体制の確保

##### 第1 江東区避難行動支援プラン（全体計画）の策定

阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、高齢者や障害者などの要配慮者が多数犠牲となった。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正するとともに、それまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改定して同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定し、自治体に速やかな対応を求めた。

災害協力隊が作成、保管している「防災カルテ」とあわせ、区では災害対策基本法の改正を受け、平成26年3月に「江東区避難行動支援プラン（全体計画）」を策定し、次の取組を行った。

##### 第2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有

災害対策基本法では、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義している。区は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」を以下のとおり定義し、避難行動要支援者名簿を作成して原則年1回の更新を行う。

また、避難行動要支援者名簿の外部提供について同意した者に対して、災害協力隊をはじめとする地域団体等および福祉専門職が中心となって訪問等調査を実施し、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成する。

なお、詳細は本計画の下位計画である「江東区避難行動支援プラン（全体計画）」に記載している。

##### 1) 避難行動要支援者

- ① 75歳以上のひとり暮らしの高齢者又は75歳以上のみの世帯の世帯員である者
- ② 介護保険制度における要介護3から5に該当する者  
ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く。
- ③ 身体障害者手帳の肢体不自由（各個別等級）1級及び2級、視覚、聴覚障害の1級及び2級に該当する者
- ④ 愛の手帳の1度及び2度に該当する者

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

⑤ 上記①～④に該当しない要配慮者のうち、災害時の避難に支援を希望する者

避難行動要支援者や要配慮者は、それぞれの特性により、適切な防災行動を取ることが難しい場合があるため避難支援等関係者（※）は、その点を十分認識した上で適切に対応することが重要である。

※ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う者（警察、消防、社会福祉協議会、災害協力隊、民生・児童委員、地域包括支援センター職員、その他の福祉関係機関、拠点避難所（区立小・中学校等）に設置する学校避難所運営協議会において編成する救援班）。

区は、避難支援等関係者に対して、可能な範囲で避難行動要支援者への日頃の声掛けや、いざという時の安否確認、避難の手助けを依頼するものであり、責任を負うものではないことを周知する。また、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有

- ① 避難行動要支援者を掲載した名簿を作成し、原則年1回の更新で消防署、警察署、社会福祉協議会に加え、災害協力隊等、民生・児童委員、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）へ提供し、拠点避難所（区立小・中学校等）に配置する。

なお、災害協力隊等、民生・児童委員、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）については、名簿登録者本人から個人情報の外部提供についての同意を得た上で名簿を提供する。消防署、警察署、社会福祉協議会については、江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第3条第2項の規定により、本人同意の有無に関わらず名簿を提供する。

- ② 個別避難計画は、災害協力隊をはじめとする地域団体等が中心となって避難支援等関係者と連携しながら進めていく。また、個別避難計画の作成は、対象者に位置付けてから概ね5年以内で完成させ、以降随時更新に努め、最新の状態に保つ。

3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載する項目

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、原則として区で保有する情報に基づき、以下の項目を記載する。

避難行動要支援者名簿：①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所（居所） ⑤電話番号  
⑥FAX番号 ⑦登録事由（登録される事由となる身体状態等の別）  
⑧同意・届出の有無 ⑨その他、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

個別避難計画：上記①～⑥、⑨に加え、⑩要支援者の状況 ⑪避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号 ⑫拠点避難所の名称

※④、⑤、⑥は、本人から提出される届出書等により把握を行う。

4) 個人情報保護対策

区では、避難行動要支援者の個人情報を保護するため、名簿提供先団体に対して以下の個人情報の保護対策を講じる。

- ① 災害協力隊、民生・児童委員、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）
  - 教示書による教示
    - 以下の内容を規定した「江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書」による教示を行う。
      - ・ 災害対策基本法、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び本教示書の規定の遵守
      - ・ 訪問等調査実施時における個人情報の管理
      - ・ 名簿の保管方法
      - ・ 災害時の使用
      - ・ 名簿の返還 など
  - 誓約書の提出
    - 災害対策基本法、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び教示書の規定の遵守について記載した誓約書を名簿提供先団体に提出させる。
- ② 警察署、消防署、社会福祉協議会
  - 個人情報の取扱いに関する特記条項を明記した協定を締結する。

#### 5) 避難のための情報伝達

第2部 第10章 応急対策 第2節 1. 「避難指示等の基準並びに伝達の方法」参照。

### 第3 地域における安全体制の確保

避難行動要支援者の安全確保については、災害協力隊をはじめとする地域団体等や地域住民による協力、連携体制を平常時から確立しておく必要がある。このため、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制を指導している。

### 第4 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定の締結を促進している。また、各施設の自衛消防訓練において適切な避難行動を習得できるよう指導している。

### 第5 消防の地域協力体制づくり

消防署は、要配慮者に対する緊急時の救護について、地域住民、災害協力隊及び事業所の支援、協力を得るための地域協力体制づくりを推進する。

また、町会・自治会等と連携し、自主防災意識の啓発を図り、地域協力体制づくりについて助言するほか必要な情報を提供するなど、構築に向けた支援を行う。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

(5) 火災拡大防止計画

第1 消防活動体制の整備強化

1) 江東区内の常備消防

区内の常備消防は2消防署、1消防分署、7消防出張所、消防車両等59台を擁し災害に備えている。

消防署においては、平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。

【消防車両の現況（令和7年4月1日現在）】

<深川消防署>

ポンプ車	化学車	はしご車	救助車	屈折放水塔車	活動二輪車	救急車	その他	合計
9	2	1	1	1	2	5	13	34

<城東消防署>

ポンプ車	化学車	はしご車	救助車	特殊災害対策車	補給車	救急車	その他	合計
6	2	1	1	1	1	5	9	26

2) 装備資機(器)材の整備

地震時において、常備消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた資機(器)材の整備を図る。

① 消防隊用可搬ポンプ

路面の損壊、道路周辺建物の倒壊、あるいは地盤の液状化により消防ポンプ車の活動が困難となる地域が広範囲に予想されることから、この地域の消防活動体制を確保するため、消防隊用可搬ポンプの整備に努める。

② 大規模災害用個人装備

震災時に消防機動力を最大限有効に活用するため、消防車両等の整備と併せ個人用装備品の配置に努める。

3) 消防水利の整備

東京消防庁は、震災時の市街地大火に備えた巨大水利として、深井戸や耐震性を有する防火水槽の整備及び木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓の水道施設について、都水道局と連携し、自主防災組織が初期消火に使用する水源として活用を図っている。また、都、区及び関係機関と連携して、河川、海等あらゆる水源の有効活用を図るために、消防水利の確保に努めている。

区においても、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や消防署と連携した水利整備方策の推進に努める。

区が公共施設及び特殊建築物を整備する際は、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める(資料編その1 P.資1-47 I-16 「防火用水利一覧表」 参照)。

#### 4) 消防団体制の強化

本区内における消防団は2団18分団で定数570名である。これらの消防団員は、震災時には、消防署隊と連携し、消防活動に当たるとともに、平常時には住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域住民の中核として重要な役割を担っている(資料編その1 P.資1-43 I-15-1～I-15-2 「消防団受持区域及び消防団格納庫所在地表」 「消防団受持区域図」 参照)。

そのため、都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保策を推進し、区民に対する防災指導体制の充実を図るとともに、消防団組織を強化する。

また、東京消防庁では、消防団員の活動拠点である分団本部を整備している。

さらに、可搬ポンプ積載車(緊急車)を増強、救助資機(器)材及び携帯通信機器を整備し、消防団の機動力向上と迅速な出動態勢の充実を図るなど震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

なお、消防団員が、生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備している。

#### 5) 消防活動路等の確保

震災時には、建物、電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅切り整備などを関係機関に要望するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

#### 6) 消防活動が困難な地域への対策

震災時には、道路の狭あいに加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

#### 7) 地域防災体制の確立

第5期火災予防審議会の答申「防災市民組織等の地震時消火活動力の現状と対策」に基づき、次の対策を推進する。

##### ① 事業所と災害協力隊等との連携体制

地震時に、火災等の災害から区民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

であることから、地域の災害協力隊と事業所の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の災害協力隊等の一員として活動するよう指導する。

#### ② 要配慮者に対する協力体制

高齢者や障害者等の要配慮者は、災害等が発生した場合に、自力による避難等が困難である。このため、これらの要配慮者の人命安全確保のため、要配慮者家庭に対する近隣住民の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する近隣災害協力隊等の協力体制づくりを推進する。

#### ③ 災害時支援ボランティアの育成

震災時等における被災者の救護等の重要性を十分認識させ、有効な活動ができるよう育成する。

#### ④ 合同防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動並びに災害協力隊及び事業所の自衛消防隊等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

### 8) 災害協力隊の充実

区は、災害協力隊の防火班として位置付けられている消火隊の編成拡大を図るとともに、平成24年度には、消防活動の困難な地域への対策として、スタンドパイプを整備した。

消防署は、災害協力隊が行う各種訓練の一層の充実を図るため、区と連携し、訓練の技術指導を行う。

また、災害協力隊の役割を踏まえた実践的な訓練指導を実施するとともに、訓練を通じて災害時における災害協力隊の任務の周知に努める。

なお、区は未結成地域の解消を図るとともに、区民の自主的な参加を促すため、周知を行う。

## 第2 防災空地の確保

### 1) 方針

本区防災対策の諸施策の一環として、特に震災対策に重点を置いて災害対策を確立する必要があるが、中でも、地震に伴う延焼火災の発生及び拡大防止により被害を最小限度に留める対策が必要である。

そのため、区は、昭和49年10月江東区防災空地条例を制定し、区内火災危険地域に順次防災空地を設置し、災害から区民の生命、財産を守るべく推進してきた。

## 2) 設置方法

上記1の方針に基づき、次の方法により防災空地を設置する。

### ① 防災空地の機能

- 震災に伴い発生するおそれのある二次災害の火災については、延焼拡大防止とともに消火活動の拠点とする。
- 付近住民の避難時の一時集合場所とする。
- 平常時においては、公園に準ずる簡易な運動のできる憩いの広場としての機能を持たせる。

### ② 防災空地の設置地域及び規模

- 設置地域は延焼拡大防止機能を必要とする地域（火災危険地域）を選定する。
- 選定に当たっては、既存の市街地形態を調査し、道路、河川、公園等延焼拡大防止機能を有する空間地帯及び物理的延焼防止帯としての耐火建造物群を考慮する。
- 規模は500㎡のスペースを最低基準とする。

### ③ 防災空地の設備

- 延焼拡大防止の目的から、基本的に延焼の媒体となる設備は当然に除外するとともに、火災時の消火活動の拠点となるため、その活動に支障のないよう防災空地は原則として全面平地の状態を確保する。
- 防災空地の管理上、周囲をフェンス設備することにより、車等の侵入、駐車を防止し、空地機能を確保するとともに境界の明確化を図る。
- 延焼拡大防止の積極的消火活動を保障するため、地下貯水槽を設置する。
- 平常時は簡易運動場と憩いの場所としての公園機能を持つため、休息用ベンチ、照明灯の設置と緑化推進の施策ともあいまって植栽するが、森林的植樹による延焼の媒体化を避けるとともに、消火活動に支障のないよう樹木間隔を配慮し、周辺部分に常緑で防火効果が高い高木及び灌木類により緑化する。

### ④ 防災空地の指定

- 防災空地の機能を最も多く有する空間地帯としての既存の公園、運動場等については、区並びに国又は他の地方公共団体及び民間の所有又は管理するもので防災空地設置地域にある場合は、これを防災空地として同意を得て指定する。
- 指定した防災空地については、それぞれの所有者又は管理者において管理するものとするが、管理上の指導助言をしていくものとする。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

⑤ 復興小公園の機能強化

- 区立公園のうち、関東大震災による帝都復興計画に基づき、復興小学校に隣接して整備された復興小公園について、拠点避難所と一体となった防災拠点として防災機能の充実を検討していく。

復興小公園	隣接小学校
元加賀公園	元加賀小学校
八名川公園	八名川小学校
森下公園	深川小学校
臨海公園	臨海小学校
東陽公園	東陽小学校
扇橋公園	扇橋小学校
川南公園	川南小学校

3) 現況

① 設置防災空地

設置防災空地	大島2-27-19	2,903.34 m <sup>2</sup>
--------	-----------	-------------------------

② 指定防災空地

区立公園	123 箇所	609,086.18 m <sup>2</sup>
区立児童遊園	5 箇所	2,661.75 m <sup>2</sup>
区営運動場	2 箇所	11,741.00 m <sup>2</sup>
都立公園	1 箇所	80,889.95 m <sup>2</sup>
区内事業所	9 箇所	148,030.18 m <sup>2</sup>
計	140 箇所	852,409.06 m <sup>2</sup>

※昭和53年江東区告示第73号

### 3. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

#### (1) 石油等危険物施設の安全化

区内の石油等の危険物施設は次のとおりである。

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				合計	
		屋内	屋外	屋内	屋外	地下	移動	簡易	給油取扱所		販売取扱所	一般取扱所		移送取扱所
		貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	営業用	自家用				
施設数	2	97	15	51	45	200	49	2	29	65	14	223	0	792

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大の要因ともなる。このため、従来から査察や業界に対する集合教育により安全化を進めてきたところである。

今後は、これらの施設に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機（器）材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導を図っていく。

#### (2) 化学薬品の安全化

地震時における危険物、化学薬品からの出火は、宮城県沖地震（昭和53年6月）の例をみても、出火原因の中で大きな比率を占めている。

東京消防庁で行った、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6,000種類の組合せによる出火危険性の予測評価をもとに、各消防署においてはより具体的な安全対策を推進する。

また、昭和62年3月火災予防審議会が答申した「地震時における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策及びこれらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては、実態調査を行うことにより個別的な安全対策を推進する。

<主な指導事項>

- ① 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ③ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置

- ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- ⑤ 初期消火資機（器）材の整備

### (3) 有毒物質等の安全化

#### 第1 届出状況

##### 1) 放射線施設

種別	Ni 63	X線	Co 60	イリジウム	その他	合計
施設数	7	0	0	1	25	33

##### 2) 高圧ガス施設

種別	L.P.G	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub>	O <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub>	フレオン	その他	合計
施設数	131	38	30	5	0	20	224

#### 第2 高圧ガス・有害物質等の安全化

##### 1) 高圧ガス保管施設

消防署は、高圧ガス取扱事務所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

##### 2) 毒物・劇物取扱施設

消防署は、毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。また、区保健所及び都福祉局・都健康安全研究センターは、毒物劇物取締法に基づき、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況等を指導する。

##### 3) 放射線等使用施設

消防署は、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

##### 4) 石綿含有建築物等

区は、都環境局、協定締結団体と協力して、年1回災害訓練を実施し、石綿含有建築物等からの石綿飛散防災体制の構築を図る。

#### 第3 放射線等使用施設

消防署は、放射線物質を保有する施設に対し、火災予防条例第59条により、その品名、数量その他貯蔵、取扱いに関し消防活動上必要な事項の届出について指導する。また、消防法第8条に該当する事業所に対しては、消防計画を樹立し、予防管理組織及び自衛消防組織を強化することにより、防火管理を中心とした自主保安体制を確立するよう指導する。

また、立入検査を実施して防災設備の維持管理の適正を図ると同時に、装備資機（器）材の充実を図り災害に対処する。

#### 4. 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガス、毒物・劇物の輸送はタンクローリー、トラックなどにより行われており、都内の走行車両台数は4,000台に達している。

石油類、高圧ガス、毒物・劇物を大量に輸送する場合、車両走行については転倒、転落防止義務、警戒標識等の標示義務、消火器等安全器材の携帯義務等種々の規制が行われている。

昭和60年5月に目黒区で発生したタンクローリー火災は、改めてこの種の災害の社会に及ぼす影響の大きさが指摘された事故である。

今後も、関係行政機関と連携した危険物車両の運行の安全性を高めるとともに、保安管理の徹底を図る。

さらに、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

- ① タンクローリーについては、立入検査を適宜実施し、構造・設備等については、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。  
また、指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。
- ② 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- ③ タンカーによる危険物輸送について、受入施設を有する事業所に対して、荷役中における被害の軽減を図るための各種対策の指導を強化する。
- ④ トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- ⑤ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

## 5. 劇場、百貨店及び地下施設等の安全化

### 第1 劇場、百貨店等の混乱防止

大地震発生時、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店においては、激しい地震動による停電や落下物あるいは、火災などのため人々が出入口に殺到するなど大きな混乱が生ずる可能性がある。このため各消防署では次の項目に基づく訓練指導を推進している。

#### ① 防災計画に掲げた対策項目

- ア. 非常災害対策本部の開設、運営、施設、設備の被害状況の把握
- イ. 来場者の避難誘導
  - 迂回路、一方通行の設定等、避難誘導等経路の決定、階段規制
- ウ. 来場者への規制
  - ・放送設備の活用
  - ・非常照明の早期確立
  - ・行政機関への応援要請

#### ② 従業員に対する教育、訓練の実施

### 第2 共同溝及び洞道の安全対策

昭和59年11月に、世田谷電話局の洞道内で発生した地下ケーブル火災は、極めて困難な消防活動を余儀なくされるとともに、長期にわたり約9万戸の電話通信回線の不通により、経済的、社会的混乱を招き都市型災害として社会に大きな影響を与えた。

このような都市型災害に対処するため、一定規模以上の洞道、共同溝について消防活動上必要な事項を制度化し、事前の消防対策を確立する。

## 応急対策

### 第1節 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

(区総務部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局、  
第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

#### 1. 公共土木施設等の応急対策

公共土木施設等が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行う。また、二次災害危険地区調査を実施するとともに、延焼火災、危険物の流出などの二次災害危険地域から、住民等の避難誘導を行い、二次災害を防止する。

(第2部 第5章「津波等対策」参照)

#### 2. 区有施設等の応急対策

地震が発生したとき、災害時対応上重要な役割を果たす区有施設等について、余震等による倒壊、仕上部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

- 区有施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その判定業務が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、東京都へ東京都防災ボランティア(被災建築物応急危険度判定員)の派遣要請や他団体への協力を要請し、被災建築物応急危険度判定員及び江東区被災建築物応急危険度判定員の受入れを行う。
- 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、区有施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

本庁舎・学校等の公共施設は、大半が災害対策本部の施設又は避難所として指定されている関係上、被災したときは直ちに応急修理を行う必要があるため、事故発生の報告に基づき、人員、資材等を迅速に輸送し修理を行うものとする。

区有施設の電気、ガス、水道等の復旧や仮設電話等の設置に関しては、各インフラ業者の復旧計画等に準じて優先復旧計画の策定に努める。

## 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

(区総務部・健康部・環境清掃部、東京海上保安部、都建設局、都港湾局、東京湾岸警察署、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

危険物保管施設は、地震、火災及び水災に際し、火薬類保管施設は火災に際し、放射性物質、高圧ガス及び毒物・劇物保管施設は火災及び大量放出に際し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係各機関は緊密な協調の下に活動を開始するものとする。

- ① 危険物保管施設は、震害、水害のおそれのある低水位地域、沿岸地域等にある屋外タンク貯蔵所を目標とする。
- ② 火薬類保管施設は、火災等による被害拡大のおそれがある施設を目標とする。
- ③ 放射性物質保管施設は、大量貯蔵所を目標とする。
- ④ 高圧ガス保管施設は、大量貯蔵所を目標とする。
- ⑤ 毒物、劇物保管施設は、大量貯蔵所及び取扱所を目標とする。

### 1. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

区は、ここで掲げる全ての事態において、関係機関と連携して情報収集を行うとともに、必要に応じて避難指示を行い、避難所を開設し、情報を提供する。

#### (1) 石油类等危険物保管施設の応急措置

消防署等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ① 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 危険物による災害時の自衛消防組織と活動要領の制定
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

#### (2) 高圧ガス保管施設の応急措置

消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区に通報し、ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、区に通報するいとまがない場合においては、関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報を行う。

また、事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との間に必要な情報連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第6章 応急対策 第2節「消火・救助・救急活動」により対処する。

### (3) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区に通報し、有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、区に通報するいとまがない場合においては、関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報を行う。

区保健所及び都福祉局・都健康安全研究センターは、毒物劇物取締法に基づき、次に掲げる措置及び応急措置を講ずるよう当該毒物・劇物取扱施設に指導する。

- ① 毒物・劇物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 毒物・劇物による災害時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

また、関係機関との間に情報連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第6章 応急対策 第2節「消火・救助・救急活動」により対処する。

### (4) 化学物質関連施設の応急措置

区は、化学物質対策として、適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

また、PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策として、PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示し、関係機関に情報を提供する。

### (5) 放射線等使用施設の応急措置

東京消防庁は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置をとるよう使用者に要請する。

- ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

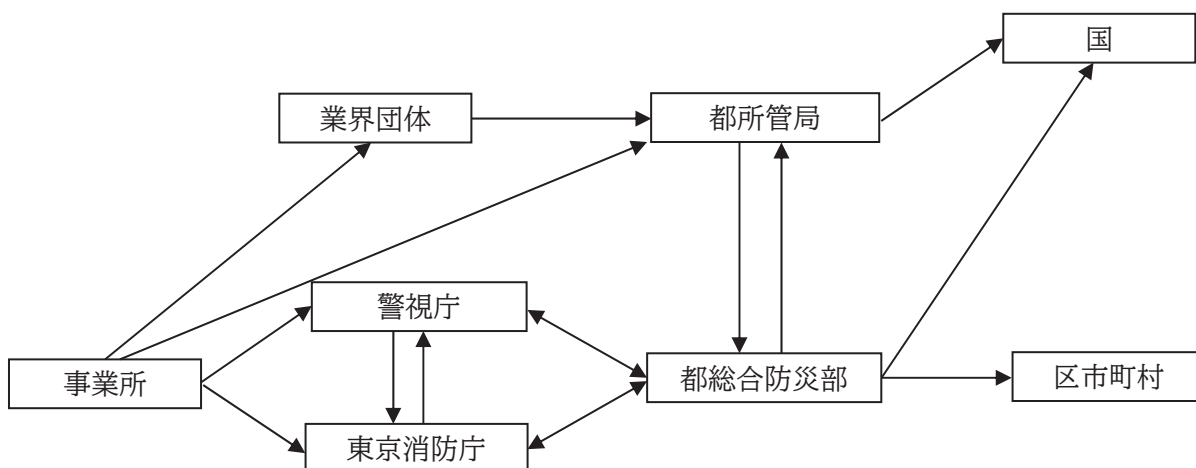
また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

### (6) 石綿含有建築物等の応急措置

区は、住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行うとともに、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

また、都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。

【一般的な事故報告等の流れ】

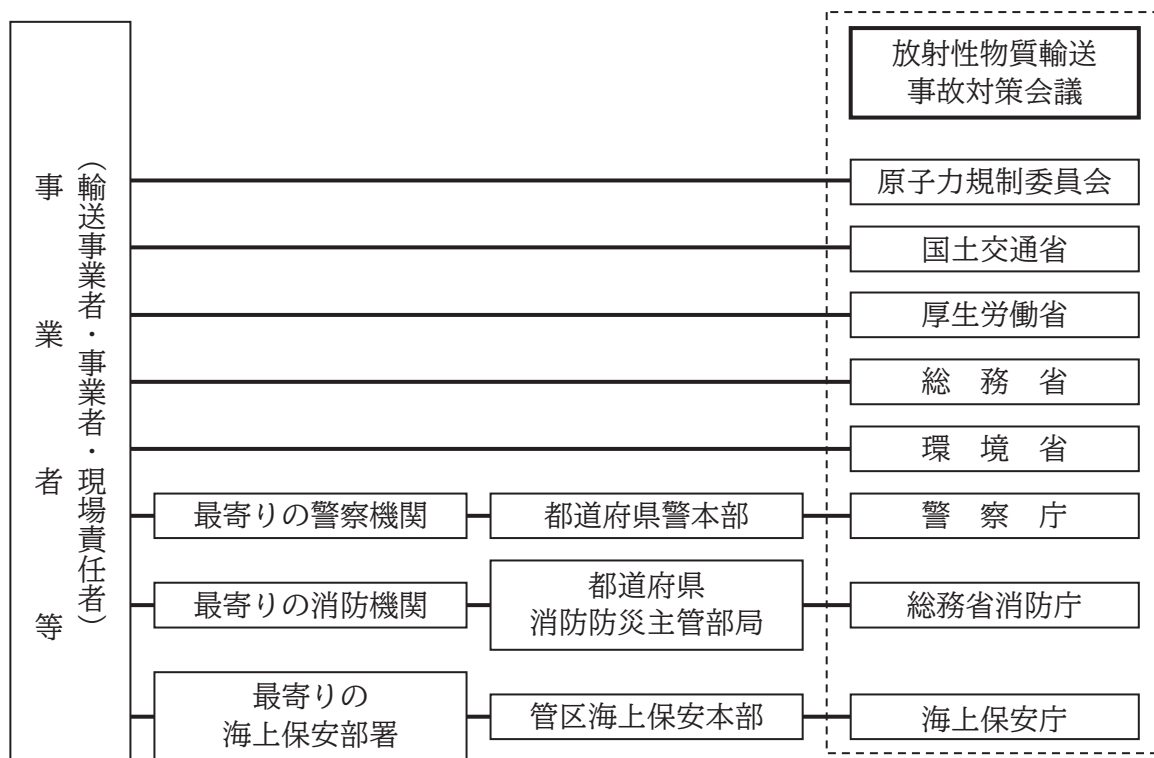


## 2. 危険物輸送車両等の応急対策

### (1) 高圧ガス輸送車両等の応急対策

消防署は、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うとともに、災害応急対策は、第2部 第6章 応急対策 第2節「消火・救助・救急活動」により対処する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策



東京消防庁が事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(3) 毒物・劇物輸送車両の応急対策

消防署、区保健所、都福祉局、都健康安全研究センターは事故の状況に応じ、毒物・劇物の漏えいの防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

3. 流出油、流木の応急対策

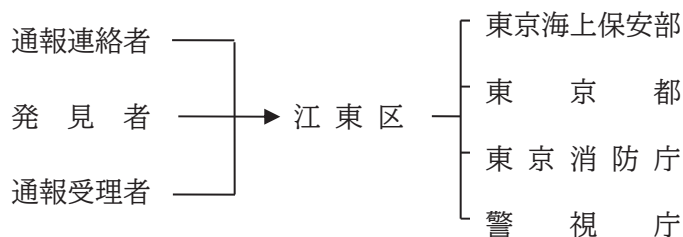
(1) 流出油応急災害対策計画

ここでは、海上及び河川において、船舶の座礁、衝突火災等の事故が発生し、又は沿岸の危険物貯蔵所の事故等により、大量の油が流出した場合、あるいは、これに伴う油火災が発生した場合、人命の救出、消火活動、油拡散防止及び沿岸住民への被害防止等を図るため関係機関のとるべき措置について定める(東京海上保安部における措置については、第2部 第4章 応急対策 第3節「河川・港湾施設等」参照)。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

## 第1 通報連絡体制

区が通報連絡を受けた場合の体制は次のとおりとする。



## 第2 災害時の措置

関係機関と協力し、情報収集や状況調査を行うとともに、舟艇で負傷者・被災者の避難誘導及び救出活動、火災発生時には初期消火及び延焼防止に当たる。また、再発事故防止のため、現場への立入禁止又は制限し、付近の警戒を実施する。

なお、消防機関の対応措置については次のとおりである。

### 1) 災害時の作業態勢

- ① 人命救助
- ② オイルフェンスの展張
- ③ 流出油の処理、油拡散防止のための油処理剤の散布
- ④ 初期消火及び延焼防止措置
- ⑤ 警戒及び立入制限
- ⑥ 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送
- ⑦ 避難船移動に係る関係機関への要請
- ⑧ タンカーバージによる残油移替に係る関係機関への要請
- ⑨ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請
- ⑩ 消火資機（器）材の確保
- ⑪ その他の応急処理

### 2) その他

- ① 海上及び河川における火気使用禁止に係る広報
- ② 沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対する火気管理の指導、広報
- ③ 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導
- ④ 沿岸住民に対する避難指示等、退去命令の伝達及び避難誘導
- ⑤ 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導
- ⑥ その他必要な措置

## 第3 流出油の防除

都及び港湾・漁港・河川及び海岸の管理者は、必要に応じ、協力して、沿岸に漂着した油の除去のための措置を実施する。

また、区は、沿岸に漂着した油の除去作業に対処するため、オイルフェンス等の備蓄を行い、速やかに対応する態勢を整えるものとする。

## (2) 流木応急災害対策計画

消防署は、関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防車等を出場させ、監視警戒に当たる。(東京海上保安部における措置については、第2部 第1章「区の基本的理念と役割」参照)

## 4. 危険動物の逸走時対策

住民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物)の逸走の通報があった場合は、関係各署の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都 保 健 医 療 局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都 産 業 労 働 局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都 建 設 局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警 察 署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)
消 防 署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区	○ 住民に対する避難指示等 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設、避難住民の保護 ○ 情報提供、関係機関との連絡

## 復旧対策

### 第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

(区総務部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局、  
第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

#### 1. 河川施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(第2部第5章「津波等対策」参照)

#### 2. 区有施設等の復旧

施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。